

# アセスメント

## 「障がい特性の理解」

R7.4.22

障がい児成長支援協会セミナー

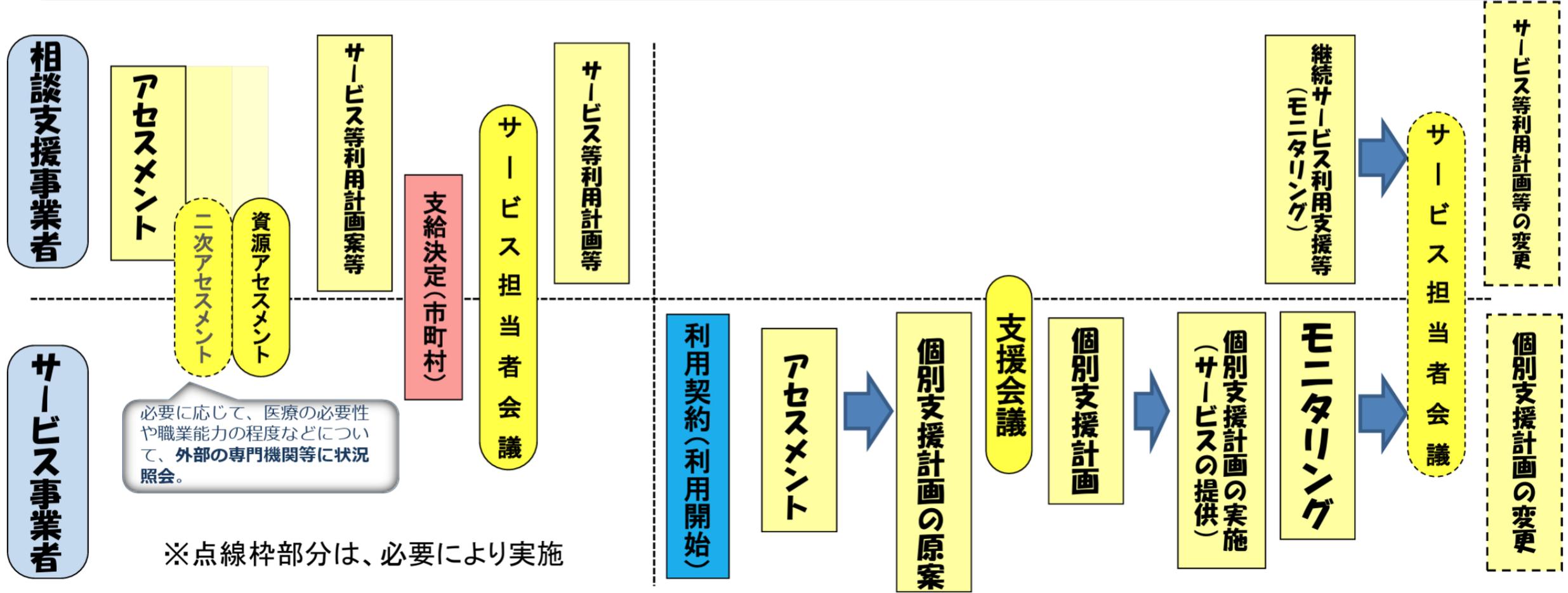


右のQRコードから  
左のページの表示を  
お願いします。



# アセスメント

## 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係



## アセスメントとは

対象者を支援する方法の根拠となる仮設（～かもしれない）  
を考えること

例えば、

友達と遊んでいた男の子が急に泣き出してしまい、その原因の仮説を立てること

- ・いやなことを言われ、それが悲しかったのではないか？  
→そこで、双方から状況について聞き取りをする **（情報収集）**

# アセスメントの構造（枠組み）

## ① 情報収集

- ・対象についての情報を集めること

## ② 分析

- ・得られた情報を基に、対象に起きていること、原因を考えること

### 推測

- ・今ある情報から、対象に今起こりえることを予測すること

### 解釈

- ・情報の意味を受けての側から理解すること、意味を解き明かすこと

### 判断

- ・収集した情報を、分析、推測、解釈することで、自身の考えを定めること

## ③ 選択

- ・判断によって定められた考えを基に、複数のかかわりの選択肢の中から対象に合った方法を選ぶこと

## アセスメントの定義

- 「一つ一つの情報を自分なりに解釈し」 + 「それらを組み立て」  
生じている問題の成り立ち（メカニズム）をまとめ上げ、
- ・ 支援課題を抽出すること
  - ・ その人がどんな人で、どんな支援を必要としているのかを  
明らかにすること

### 【アセスメントをする際の3つの軸】

- ① 生物（気質、発達、障がい、疾患）
- ② 心理（不安、葛藤、希望、認知、感情統制、防衛機制など）
- ③ 社会（対人関係の特徴や適応）

# インテークとアセスメント

**【インテーク】 = 初回面談**

**申請者(=サービスを利用しようとする人)のニーズを吟味し、サービス提供の可否を決定するために行われる援助過程の入り口**

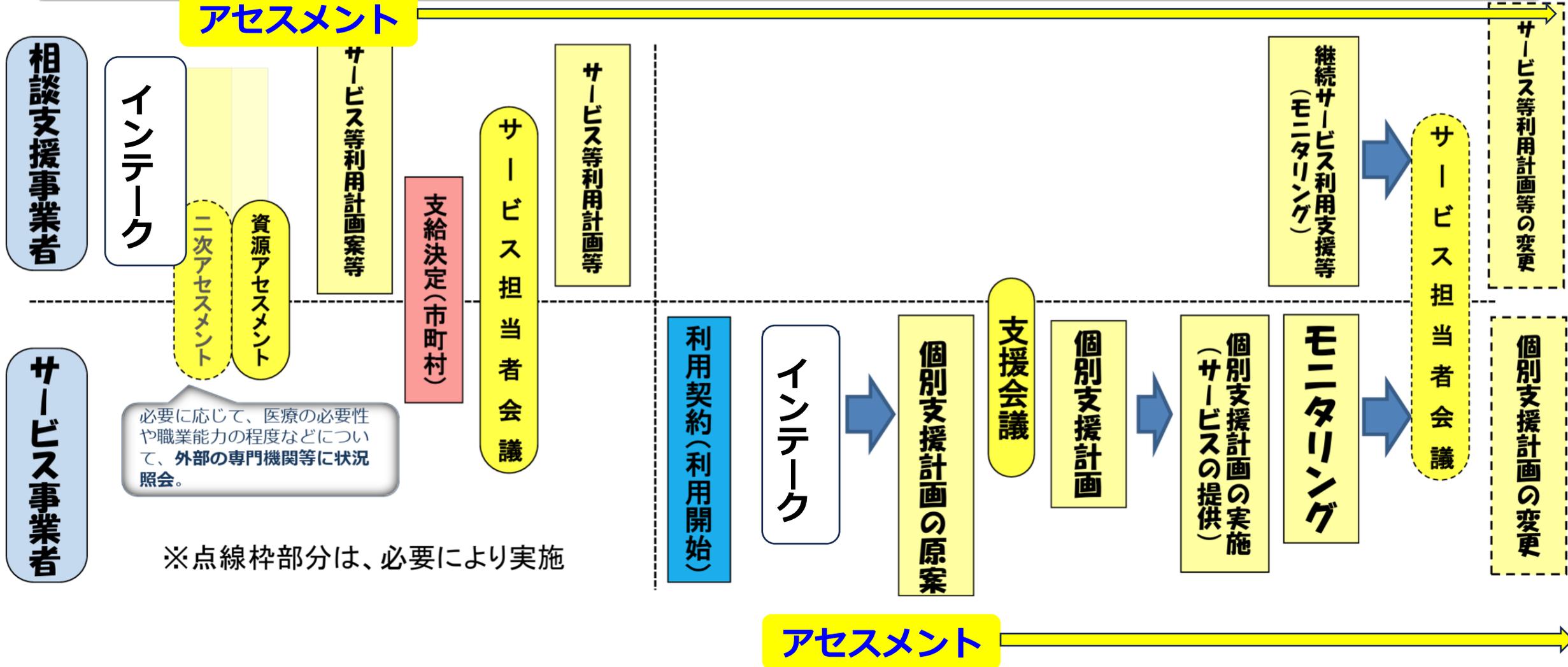
インテークの目的：サービス利用の検討と合意をすること

アセスメントの目的：適切な個別支援計画を作成する上での情報収集、見立てをすること

# アセスメント

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係

## アセスメント



# アセスメントのために

【通所支援計画作成の手順を踏まえる】



①情報 → ②理解・解釈・仮説 → 対応・方針

# 支援計画を立てる手順

## ① 障がい児支援利用計画を参照する

- ・ 相談支援専門員が作成したプランに沿った作成が必要

## ② 初回面接する

- ・ インテークシートによる利用の背景、利用の必要性等の聞き取り

## ③ 支援計画原案検討会議で協議する（モニタリング時、もしくは更新時）

- ・ 課題の分析
- ・ 支援の具体的内容と支援の方法の吟味

## ④ 文章化する

- ・ 読む人に伝わる文章記述

## ⑤ 支援の記録

- ・ 全体的な行動等の記録 + 子ども別・課題別の記録 の組み合わせ

## ⑥ アセスメントによるモニタリングと支援計画の改善

# 支援計画をたてる手順 ①

# 【障がい児支援利用計画の参照】

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

利用者氏名(児童氏名)	〇〇 〇〇	障害程度区分	無	相談支援事業者名	指定特定相談支援事業所 〇〇			
保護者氏名	〇〇 〇〇	本人との続柄	母					
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額	〇〇円	計画作成担当者	〇〇 〇〇			
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号						
計画作成日	平成〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	〇ヶ月	利用者同意署名欄				
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校への登校や、放課後デイのお迎え時など、マイペースさもあって時間を守ることが難しいです。</li> <li>・状態が良いときは良いのですが、バランスが崩れると歯止めがきかず悪さすることがあります。</li> <li>・日常生活動作を含め、引き続き自分の気持ちを伝えたり、できることが増えてほしいです。</li> <li>・今は〇〇療育機関の個人セッションを受けているので、必要な時に一緒に行きたくてほしいです。</li> </ul>							
総合的な援助の方針	二次障害につながらないよう、本人の意図をくみ取りながら、信頼感あるコミュニケーションの相互的な情緒交流が出来るよう、福祉サービスによって療育を受けながら、自信を持って生活出来るよう支援します。そのための関係機関との連携が、統一した療育が受けられるよう支援します。							
長期目標	バランスが崩れた時に自分で整える方法を身に付け、実践しながら穏やかに過ごせるようになりましょう。							
短期目標	認知面での捉え方に幅を利かせ、コミュニケーションにおけるトラブルを少なくしましょう。							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	皆との関わり(相互のやり取り)を持ってほしい。その中で、自分の気持ちを伝えられるようになってほしいです。	信頼できる大人の見守りの中、安心できるやりとりを通して、自己表現をしたり、相手の意図を正しく理解し、主体的な行動が出来るよう支援します。	6ヶ月	①放課後等デイサービス 頻度:23.0日/月 曜日:月~土曜 ・A放課後等デイサービス 曜日:火、水、木、金曜 ・B放課後等デイサービス 曜日:金曜(心理面談) ・C放課後等デイサービス 曜日:月曜 ・D放課後等デイサービス 曜日:土曜 ※長期休暇中においては、利用目的に合わせて曜日や日数を変更し申し込みをします。		思いが伝わりあう体験をたくさん経験しましょう。またその方法をたくさん学びましょう。	6ヶ月	○語彙数は年齢相応にありますが、言葉を一時的に保持する力や、注意を向け続ける集中力の難しさから、本来行うことからずれることがあるようです。一つひとつ丁寧に言い、達成感を味わうことで、理解と自信につながりましょう。
2	出来ることをなるべく早く出来るようになってほしい。(日常生活動作) <u>時間を守る</u> 、 <u>見通しを持つ</u>	本人の理解につながるような支援を行い、できることを増やします。また、周りをみて行動することを意識できるよう支援します。	6ヶ月			楽しく分かりやすく活動できるように工夫しますね。	6ヶ月	○宿題:音読はご家庭で、それ以外については放課後デイで行い、どうしても分からない部分はご家庭や学校に持ち帰るよう統一します。 ○体温調節が難しいようです。水分補給は各関係機関しっかり確認して取り組んでいきましょう。
3	状態が良いときは良いのですが、バランスが崩れると歯止めがきかず悪さすることがあります。	本人の言動の要因をしっかりアセスメントしながら、現象だけにとらわれず、良い悪いも含め気持ちの理解に努めます。	6ヶ月	②〇〇小学校(特別支援学級) ③計画相談事業所 頻度:適宜 ④〇〇市役所		いまの状態に気づけるよう、先生方がお話をしますね。	6ヶ月	○周りをみて状況に合わせた行動が出来るよう支援しましょう。(年齢に合わせた行動も意識しましょう。) ※学校の行事等やご家庭の事情により、放課後等デイサービスでは、営業時間前後の延長利用をします。その都度事業所と受け入れについて検討します。
4	福祉サービスや医療教育との連携を図ったり、情報提供等を行います	安心して本児の発達が促せるよう、各機関と連携しながら支援をしていきます。	1年	⑤〇〇療育園(医療) ⑥〇〇療育機関		不安なことや困ったところがあればいつでも相談して下さいね。【保護者様】お子様の成長を様々な支援機関と連携しながら行っていきましょう。	1年	※ひとりでの移動には外的要因から事故、怪我等が心配される為、送迎を利用します。

# 支援計画をみるポイント

平成〇年度 放課後等デイサービス〇〇 障害児通所支援計画書

ふりがな	性別	生年月日	所 属				
氏 名	男	平成〇年〇月〇日	〇〇市立〇〇小学校				
住 所	〒 〇〇市〇〇町1000-1	電 話					
		携 帯					
診 断	#1 自閉スペクトラム症 #2 注意欠如・多動症 #3 境界域知能	療育 手帳	なし	身体 手帳	なし	精神 手帳	なし
家族の状況	父(単身赴任)・母・姉(同居)						
関係機関	計画相談事業所〇〇(〇〇氏)・放課後等デイサービス△△						
主 訴	心のケアがほしいです。人間関係を学ばせほしいです。課外活動の様々な所に連れて行ってほしいです。						
総合的 支援目標	精神的な安定感を得ることで、幅広い人間関係を作れるよう支援します。 課外活動では、様々な体験を通して自信をつけ、情緒豊かに楽しめるよう支援します。						
長期目標	一人でも安心して主体的な行動ができるようになりましょう。						
短期目標	大人との信頼関係を築きながら、安心して活動に参加できるようになりましょう。						
領 域	発達課題 (～が必要)	援助目標	支援の種類・内容・量等			評価 時期	
利用計画 2 発達支援	ワーキングメモリの低さがあり、言葉の保持が難しいようです。	理解できるように話すことや、必要に応じては視覚情報を用いながら、“わかった”を実感につなげます。	①コミュニケーション・サーキット 4つの課題を通して、人と協力する事(一緒に行なう)、タイミングを合わせる事、譲り合う事、からだへの意識を向けコントロールする事などを学びます。			6ヶ月	
利用計画 3 学習支援	不注意優勢があることで気が散ったりし、長く集中することが難しいようです。	宿題や事業所で用意した課題等、1対1で取り組みながら達成感を味わい、集中力を費やします。	②SST・体幹トレーニング ・場面設定を行い、思いの共有や伝え合う練習等を通して自己・他者理解につなげます。 ・自己感や体のコントロールを図ります。 ③余暇活動支援(遊び方の工夫) 自分一人や、相手と楽しく過ごせるよう、様々			6ヶ月	

利用計画 1 人間関係	一人に固執する様子が見られます。徐々に人との楽しい関わりを持てるようになると良いです。	信頼関係を築いた大人から、徐々に子ども達に目を向けられるよう支援します。	な遊びを通して支援します。他に、施設外の課外活動等を行い、様々な体験を積みながら成功体験を増やし、自己肯定感を高めます。	6ヶ月
経験・体験	様々な経験を通して成功体験を積み、自信につなげていくと良いです。	公園、施設、食事、見学など、様々な体験を通して達成感を得られるよう支援します。	④工作・調理活動 その季節に応じて適した工作物や調理をすることで、1年の意識や手指の巧緻性、集中力、段取りなどを養い、達成感を味わいます。 ⑤個別面談(心理療法各種) ストレス緩和やリラクゼーション方法、自己・他者理解等に努めます。	6ヶ月
移動支援	送迎を行う	安心して来所、帰宅が出来るよう送迎を行う	◆事業所送迎車で送迎 本児の安全と健康管理に努めます。	6ヶ月
利用計画 4 家族支援	本児の状態把握・理解。	本児の長所・短所を含め困り感を共有します。	学校や保護者等と、本児の適切な理解と問題意識の一致のために情報共有を行います。(本児の理解が得られたものを優先します)	1年

作成日:平成〇年〇月〇日

作成者:児童発達管理責任者: 〇〇 〇〇 印

児童保護者: \_\_\_\_\_ 印



- ・ 基本情報（氏名 所属 生年月日など）
- ・ 家族構成（家族の仕事や生活状況 経済状況など）
- ・ ニーズ（本人 家族）
- ・ 関係機関（学校 病院 他の利用事業所 地域の社会資源など）
- ・ 生活歴・障がい歴（障がいの認定 療育相談の経緯など）
- ・ 現在の状況（日常生活 行動の特性や問題 コミュニケーション  
健康面 社会生活能力 興味関心・強み 医療情報  
他の関係機関の情報など）

- ・ 観察（自然観察・仮説検証観察）
- ・ 面接（本人や保護者、関係者からの聞き取り・情報収集）
- ・ 質問紙法（アンケート）
- ・ 検査法（学力検査 知能検査 性格検査 投影法  
人間関係検査 作業検査法 各種心理検査）
- ・ ポートフォリオ（連絡帳 写真 創作作品 絵画 感想文など）



- ▶ 医療関係検査 ▶ 個別式検査 ▶ 学校用検査 ▶ 企業用検査 ▶ 書籍紹介 ▶ 特別支援関連
- ▶ 医科診療報酬点数適用心理検査 ▶ コミュニケーションツール ▶ 箱庭療法・心理療法

ご注文 見積のご依頼 資料のご請求 カタログダウンロード お問い合わせ

### 商品とサービス紹介

#### ▶ 医科診療報酬点数適用心理検査

こちらから一覧をご覧ください。

#### ▶ 医療関係検査

クリニック、病院関係(心療内科、小児科)でご利用いただいている検査をご紹介します。

- 心療内科関係の検査
- 小児科関係の検査
- リハビリ関係の検査

#### ▶ 個別式検査

医療・教育などの臨床・研究で使用する検査をご紹介します。

### HOT!



#### WAIS-IV知能検査

8月30日発売！ご注文承ります。

画像提供: 日本文化科学社



#### SRS-2対人応答性尺度

日本文化科学社より2017年12月20日発売！自閉スペクトラム症(ASD)と関連する症状を測定する検査です。

画像提供: 日本文化科学社



#### 日本版 WPPSI-III知能検査

日本文化科学社より2017年12月22日発売！

画像提供: 日本文化科学社



#### CCC-2子どものコミュニケーション・チェックリスト

日本文化科学社より2016年11月発売！コミュニケーションにおける言語的な側面を評価します。

画像提供: 日本文化科学社

### Vineland-II適応行動尺度の構成

4つの適応行動領域と不適応行動領域（オプション）と下位領域から構成されています。

コミュニケーション	受容言語／表出言語／読み書き
日常生活スキル	身辺自立／家事／地域生活
社会性	対人関係／遊びと余暇／コーピングスキル
運動スキル	粗大運動／微細運動
不適応行動	不適応行動指標／不適応行動重要事項

[総合カタログ](#) [ツールカタログ](#)

### お知らせ



LD・ADHD等関連用語集【第4版】



MEPA-R活用事例集



# 支援計画をたてる手順 ⑤

## 【ポートフォリオ：子どもの作品集】



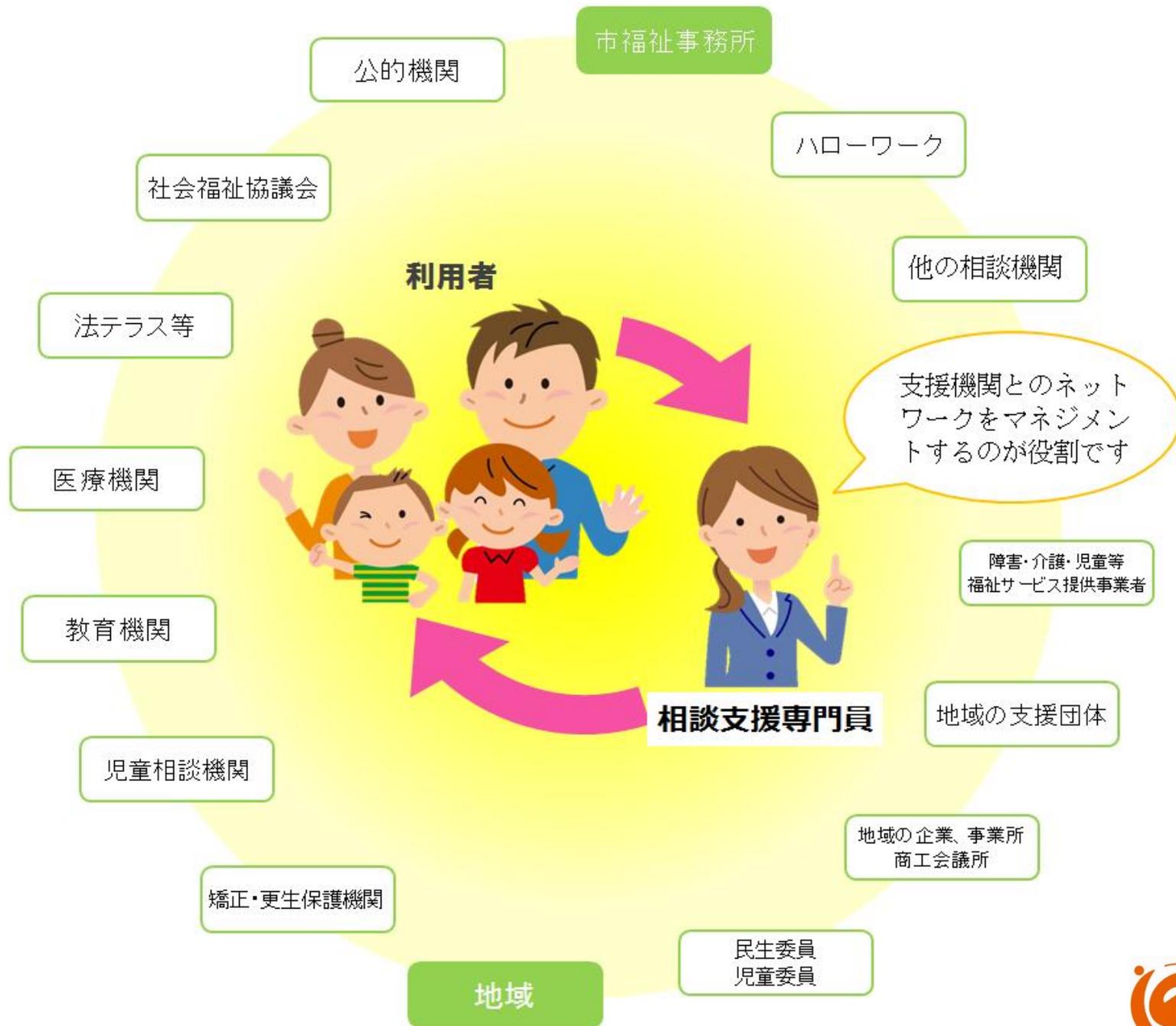
- 1 なぜ、放課後等デイサービスを利用しようと思ったのか？（保護者・本人）
- 2 何が本人、もしくは家族の問題・課題なのか？（表のニーズから真のニーズを導き出す）
- 3 問題・課題の具体的な経過説明（いつから？ どこで？ どんな状況？ 期間？ 程度は？など）
- 4 問題・課題理解に必要な関係機関（学校・医療・併用事業所・地域資源など）の情報
- 5 本人・家族は、その問題・課題をどのように感じ、考えているのか？
- 6 問題・課題は、本人や家族が日常生活を営むのにどれほどの支障を生んでいるのか？
- 7 問題・課題は、どのような発達段階で起きていることなのか？（課題の要因分析・ストーリー化）
- 8 本人の成育歴（成長過程で起こったできごとやエピソード、家族や身近な人との関係性）
- 9 本人のもつ特技、よさ、長所、強みはなにか？
- 10 本人の性格傾向、価値観は何か？など
- 11 その問題の解決に際し、どのような働きかけがなされてきたか？または、その予定は？
- 12 問題・課題に影響を及ぼしているキーパーソンはだれか？（よくも悪くも）
- 13 この問題・課題について、影響を及ぼしている人以外の環境や仕組み、決まりなどがあるか？
- 14 この問題・課題を解決するにあたって、利用・活用できる人的・物的・社会資源は何か？
- 15 本人のどのようなニーズが満たされれば、問題が解決に向かうのか？

【チャレンジ】 社会資源マップ（エコマップ）の作成

※ 目の付け所は、ものやひと、環境そのものに加えて、それらの関係性がどうであるか？

# アセスメントする対象

- ・ 本人
- ・ 家族
- ・ 友達
- ・ 親族
- ・ 学校
- ・ 併用事業所
- ・ 習い事



# 支援計画をたてる手順 ②

## 【アセスメント書式例】

一次アセスメント票(児童)									
受付番号					訪問者氏名	相談支援専門員			
訪問日	令和	年	月	日	曜日	対応者氏名	続柄		
訪問目的									
ふりがな				性別	生年月日	令和 年 月 日 歳			
氏名									
住所	〒								
連絡先	自宅 092 -				携帯				
	FAX 092 -				メール				
家族状況	続柄	氏名	年齢	職業・学校	同居/別居		特記事項		
					<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居			
					<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居			
					<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居			
					<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居			
シエングラム	主支援者 → 主				居住環境	<input type="checkbox"/> 自宅(単身)			
	副支援者 → 副					<input type="checkbox"/> 自宅(家族と同居)			
本人 → <input checked="" type="checkbox"/> ●				<input type="checkbox"/> GH・CH					
男性 → <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 病院					
女性 → <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 施設					
死亡者 → <input type="checkbox"/> ●				<input type="checkbox"/> その他					
生									

### 【重要な1ページ】

生活歴をしっかりとインタビューすることにより、なぜ、放課後等デイサービスを利用する必要があるのかを明確に分析する。

そして、このシートは、付加・修正されていくことが原則。

# 聞き取りの全体像

## 相談整理票『5ピクチャーズ』

受講番号:

受講者名:

ざっくりと  
箇条書き程度に

本人氏名:

### Pic.4: 生活ニーズアセスメント

●今、どのような困りごとがありますか？

- ・本人の想いに寄り添う
- ・本人の表現を使う
- ・本人の表現を助ける
- ・現状維持というニーズも対象

主語はI

アセスメントの要約  
・100字程度でズレの  
核心を表現する

### Pic.2: こうありたいと思う状況

●今後どのような生活をしたいですか？

- ・夢や希望は大きいほうがよい
- ・その時の夢や希望でよい
- ・本人にとっての意味を理解する
- ・夢を語れる関係がまず必要

主語はI

### Pic.3: 現在の状況

●今、どのような生活をしていますか？

- ・本人のプロフィール
- ・これまでと今の生活状況
- ・取り巻く環境(家族・住居・経済状況等)
- ・現在受けているサービス等

主語はI

### Pic.5: 近づくための方法

●どうすれば近づけるとおもいますか？

- ・本人、環境のストレンクスを活用する
- ・ニーズと資源との適切なマッチングはかた  
ちのないものまで含めて柔軟に考える
- ・大きな夢や希望はブレイクダウンしてみる
- ・やれそうな選択肢を挙げてみる

主語はWe

### Pic.1: 着目するストレンクス

●どのようなストレンクスに着目しますか？

- ・本人のストレンクス
- ・環境のストレンクス

## 【ポイント】

- ① 現在の状況の把握  
(アセスメント)
- ② 真のニーズの把握
- ③ ズレを埋める目標  
設定の適切性
- ④ 支援方法の実効性
- ⑤ ストレンクスの活用

# アセスメントのポイント

## ① 次数を上げる（情報次数＞情報量）

【一次情報】自分が実際に見聞きし、体験した情報

【二次情報】自分が他人から聞いた情報

【三次情報】情報元がだれかわからない情報

## ② 仮説の選択肢の数を増やす

- ・ ひとつの情報（理由）から考えられる仮説は複数ある
- ・ 複数の情報（理由）から考えられる仮説はさらに複数ある

## ③ 正解はない しかし 正解を求めようとせよ！

- ・ その子ども、その家族、その支援関係者のことを「知りたい」が原動力
- ・ この「動き」そのものが信頼関係（ラポール）を生む

## 【アセスメント時の基本的心構え】



『この人は、話を聞いてくれる』

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

アメリカの社会福祉学者で  
ケースワーカーのバイスティック博士が、  
1957年に出版した学術書  
『ケースワークの原則』の中で提唱した  
介護や保育の現場（対人職）における  
援助の基本原則。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

① 個別化の原則

② 意図的な感情表現の原則

③ 統制された情緒関与の原則

④ 受容の原則

⑤ 非審判的態度の原則

⑥ 自己決定の原則

⑦ 秘密保持の原則

「利用者がかげがえのない個人として捉える」という考え方。

「こういう人はこうだろう」「このような境遇の人はこうだろう」と人格や環境で決めつけず、誰1人として同じ考えの人はいない。それぞれに合った関わりや解決策を模索する必要がある、という原則

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「どのような感情表現も認める」という考え方。

プラスの感情だけでなく、マイナスな感情も自由に表現させることで、利用者自身が客観的に物事を見ることができたり、解決の糸口が見える効果もあるとされている。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「援助者自身が自分の感情をきちんと自覚し、利用者に引きずられないようにする」という考え方。

問題解決には、冷静な判断が必要。「本当に必要なことは何なのか」「利用者にとって何がベストなのか」を正確に導くためにも、利用者の心を理解すると同時に、自身の感情をコントロールすることが大切だという原則。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

**「その人自身をあるがままに受け止める」**

という考え方。

利用者自身の個性や考えを否定するのではなく、「どうしてそのような思考になるのか」「なぜこういった行動をするのか」といった要因を考え、適切な援助へと導くことが大切。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「他者が良し悪しをつけない」という考え方。

問題解決は自分にしかできず、またその判断は他人がするものではないという原則。援助者は、利用者の考えや行動に対して善悪をつけるのではなく、あくまでもサポート役であることを理解することが大切。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「自分のことは自分で決める」という考え方。

たとえトラブルがあったとしても、問題解決の主体は本人であり、利用者の成長や今後同じような壁にぶつかった時も乗り越えられるようにすることが目的。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

**「プライバシーを守り、情報を他者に漏らさない」という考え方。**

一般企業における個人情報保護と同じように、個人にもプライバシーは存在し、たとえ小さなことであっても本人が言ってほしくないことは勝手に他人へ漏らしてはいけないという原則。

## 【全体像を知る】



「お母さん、ガイドラインではですね・・・」

# よりどころは？

## 放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

### ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

### ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

### こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

### 障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

### 放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

### 放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

### 放課後等デイサービスの方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。

※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。

※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援

※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

# よりどころは？

## 放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

### 放課後等デイサービスの内容

#### ①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を4つの基本活動を組み合わせて提供する。

日常生活の充実と自立支援のための活動

多様な遊びや体験活動

地域交流の活動

こどもが主体的に参画できる活動

#### ②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援

#### ③移行支援

こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

#### ④地域支援・地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援

### 放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(5領域の視点を踏まえたアセスメント)、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。

### 関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。  
※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

### 組織運営管理

- 自己評価については、従業員評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。
- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

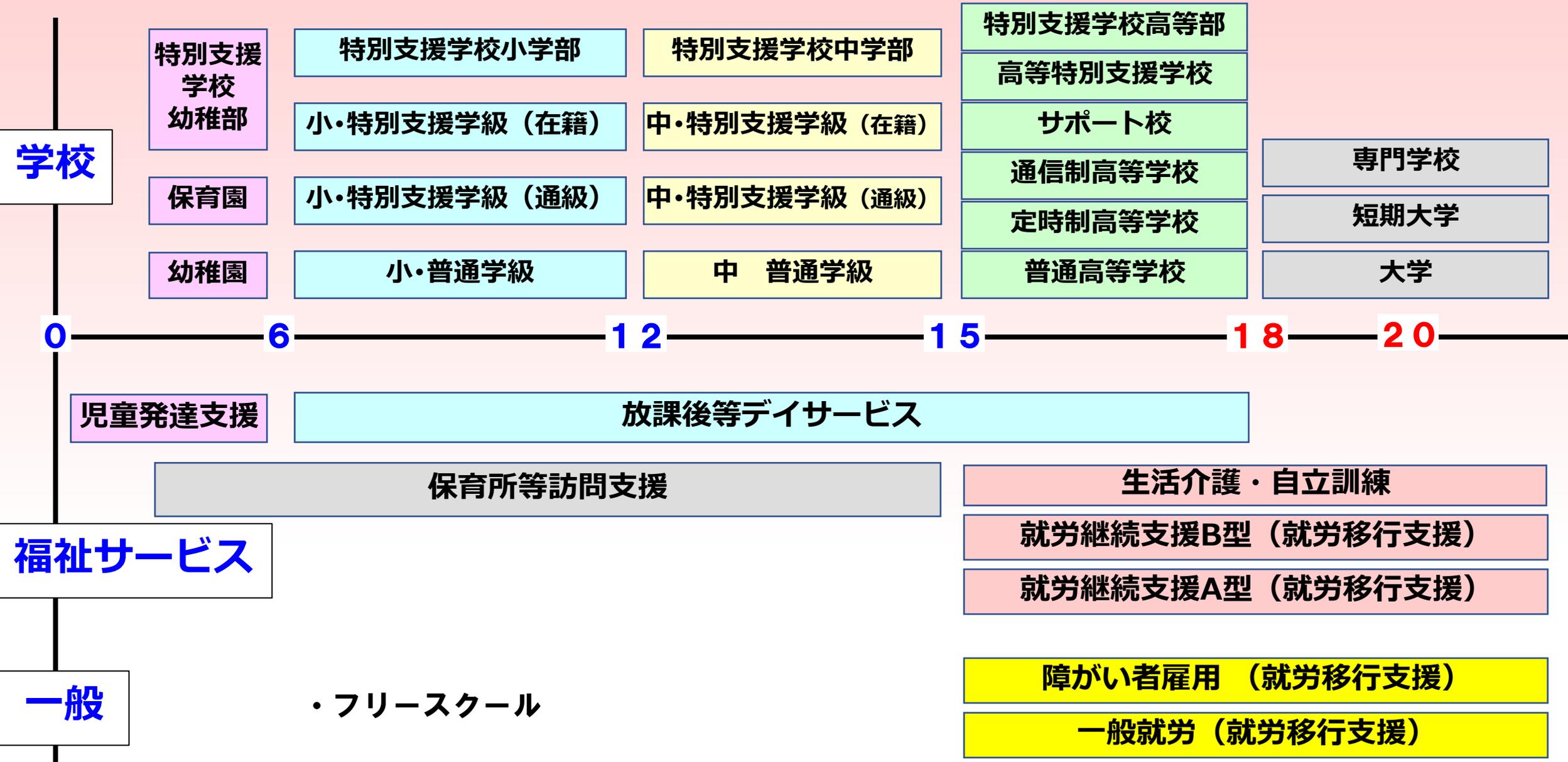
### 衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練、事業継続計画(BCP)の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:安全計画の策定、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、救急対応に関する知識と技術の習得が必要。

### 権利擁護

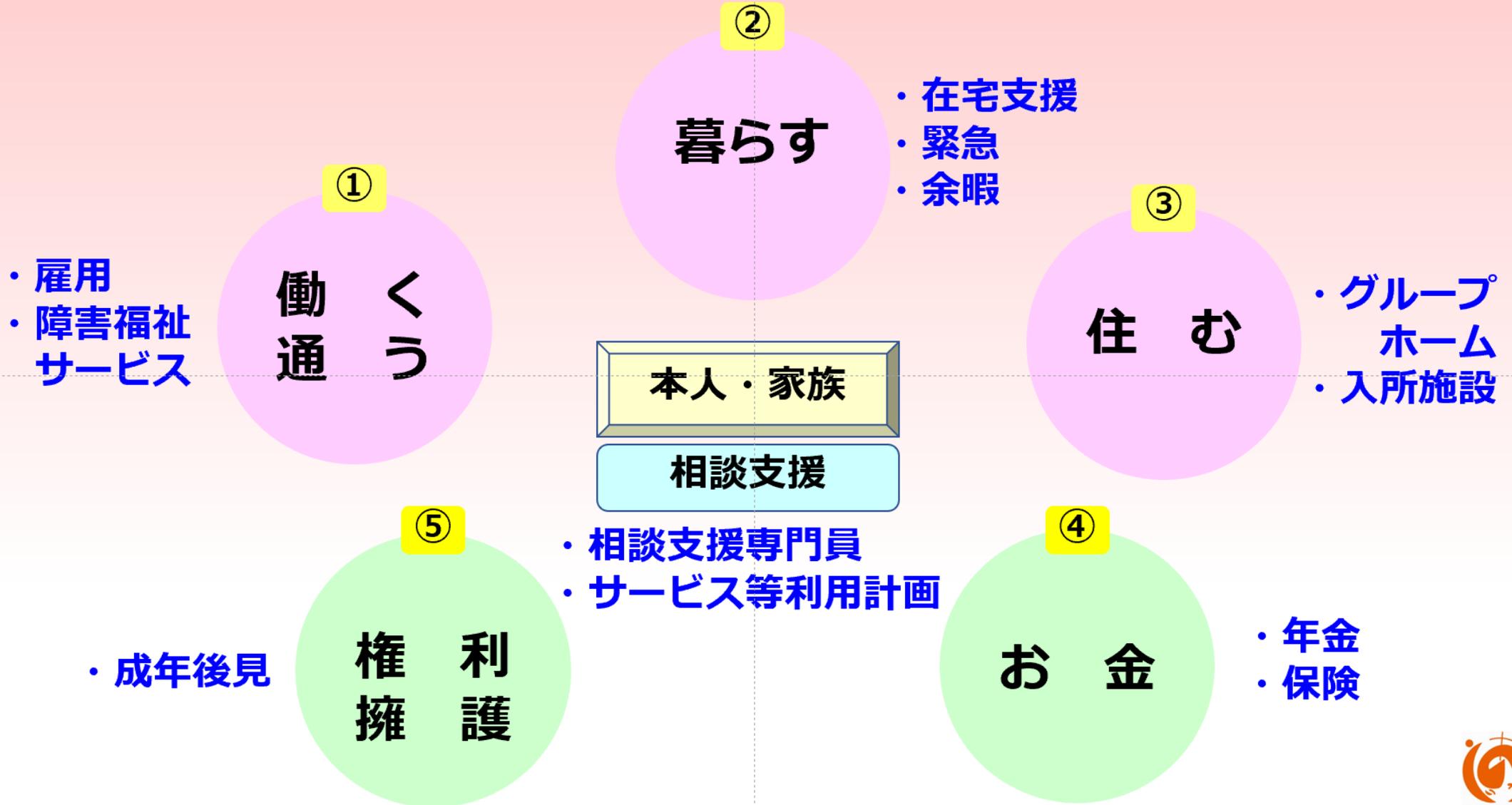
- 虐待防止委員会の定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

# 「障がい児の進路を知る」



# 「障がい児の進路を知る」

【子どもから大人へ：5つの視点】



## 【アセスメント時に所持しておきたい基礎知識】



「お子さんの障がい特性からするとですね・・・」

発達の特長（厚生労働省） 

1 乳幼児期

2 学童期

小学校低学年・中学年・高学年

3 青年前期

中学校

4 青年中期

高等学校

DSM-5による疾病の分類 

- 1 神経発達症群／神経発達障害群
- 2 統合失調症スペクトラム障害および  
他の精神病性障害群
- 3 双極性障害および関連障害群
- 4 抑うつ障害群
- 5 不安症群／不安障害群
- 6 強迫症および関連症群／強迫性障害および  
関連障害群
- 7 心的外傷およびストレス因関連障害群
- 8 解離症群／解離性障害群 などなど

# 1 神経発達症群／神経発達障害群

【知的能力障害群】

【コミュニケーション症群/コミュニケーション障害群】

言語症/言語障害・語音症/語音障害・小児期発症流暢症/小児期発症流暢障害（吃音）

社会的（語用論的）コミュニケーション症/社会的（語用論的）コミュニケーション障害

特定不能のコミュニケーション症/特定不能のコミュニケーション障害

【自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害】

【注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害】

【限局性学習症／限局性学習障害】

【運動症群／運動障害群】

【チック症群／チック障害群】

トゥレット症/トゥレット障害・持続性（慢性）運動または音声チック症/ 持続性（慢性）運動

または音声チック障害・暫定的チック症/暫定的チック障害・他の特定されるチック症/他の特定される

チック障害特定不能のチック症/特定不能のチック障害

【他の神経発達症群／他の神経発達障害群】

### A. 複数の状況で社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的な欠陥

- (1) 相互の対人的・情緒的関係の欠落
- (2) 対人的相互反応で非言語コミュニケーション行動を用いることの欠陥
- (3) 人間関係を発展させ、維持し、それを理解することの欠陥

### B. 行動、興味、または活動の限定された反復的な様式で、現在または病歴によって、以下の少なくとも2つにより明らかになる（以下の例は一例であり、網羅したものではない）

- (1) 常同的または反復的な身体の運動、物の使用、または会話
- (2) 同一性への固執、習慣へのかたくなこだわり、または言語的・非言語的な儀式的行動様式
- (3) 強度または対象において異常なほど、きわめて限定され執着する興味
- (4) 感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ、または環境の感覚的側面に対する並外れた興味

### C. 症状は発達早期に存在していなければならない（しかし社会的要求が能力の限界を超えるまで症状は明らかにならないかもしれないし、その後の生活で学んだ対応の仕方によって隠されている場合もある）。

### D. その症状は、社会的、職業的、または他の重要な領域における現在の機能に臨床的に意味のある障害を引き起こしている。

### E. これらの障害は、知的能力障害（知的発達症）または全般的発達遅延ではうまく説明できない。知的能力障害と自閉スペクトラム症はしばしば同時に起こり、自閉スペクトラム症と知的能力障害の併存の診断を下すためには、社会的コミュニケーションが全般的な発達の水準から期待されるものより下回っていなければならない。

A 1 : 以下の不注意症状が6つ（17歳以上では5つ）以上あり、6ヶ月以上にわたって持続している。

- a. 細やかな注意ができず、ケアレスミスをしやすい。
- b. 注意を持続することが困難。
- c. 上の空や注意散漫で、話をきちんと聞けないように見える。
- d. 指示に従えず、宿題などの課題が果たせない。
- e. 課題や活動を整理することができない。
- f. 精神的努力の持続が必要な課題を嫌う。
- g. 課題や活動に必要なものを忘れがちである。
- h. 外部からの刺激で注意散漫となりやすい。
- i. 日々の活動を忘れがちである。

A 2 : 以下の多動性/衝動性の症状が6つ（17歳以上では5つ）以上あり、6ヶ月以上にわたって持続している。

- a. 着席中に、手足をもじもじしたり、そわそわした動きをする。
- b. 着席が期待されている場面で離席する。
- c. 不適切な状況で走り回ったりよじ登ったりする。
- d. 静かに遊んだり余暇を過ごすことができない。
- e. 衝動に駆られて突き動かされるような感じがして、じっとしていることができない。
- f. しゃべりすぎる。
- g. 質問が終わる前にうっかり答え始める。
- h. 順番待ちが苦手である。
- i. 他の人の邪魔をしたり、割り込んだりする。

B : 不注意、多動性/衝動性の症状のいくつかは12歳までに存在していた。

C : 不注意、多動性/衝動性の症状のいくつかは2つ以上の環境（家庭・学校・職場・社交場面など）で存在している。

D : 症状が社会・学業・職業機能を損ねている明らかな証拠がある。

E : 統合失調症や他の精神障害の経過で生じたのではなく、それらで説明することもできない

A. 学習や学業的技能の使用に困難があり、その困難を対象とした介入が提供されているにもかかわらず、以下の症状の少なくとも1つが存在し、少なくとも6ヶ月間持続していることで明らかになる：

- (1) 不的確または速度が遅く、努力を要する読字(例:単語を間違えてまたゆっくりとためらいがちに音読する、しばしば言葉を当てずっぽうに言う、言葉を発音することの困難さをもつ)
- (2) 読んでいるものの意味を理解することの困難さ(例:文章を正確に読む場合があるが、読んでいるもののつながり、関係、意味するもの、またはより深い意味を理解していないかもしれない)
- (3) 綴字の困難さ(例:母音や子音を付け加えたり、入れ忘れたり、置き換えたりするかもしれない)
- (4) 書字表出の困難さ(例:文章の中で複数の文法または句読点の間違いをする、段落のまとめ方が下手、思考の書字表出に明確さが無い)
- (5) 数字の概念、数値、または計算を習得することの困難さ(例:数字、その大小、および関係の理解に乏しい、1桁の足し算を行うのに同級生がやるように数字的事実を思い浮かべるのではなく指を折って数える、算術計算の途中で迷ってしまい方法を変更するかもしれない)
- (6) 数学的推論の困難さ(例:定量的問題を解くために、数学的概念、数学的事実、または数学的方法を適用することが非常に困難である)

B. 欠陥のある学業的技能は、その人の暦年齢に期待されるよりも、著明にかつ定量的に低く、学業または職業遂行能力、または日常生活活動に意味のある障害を引き起こしており、個別施行の標準化された到達尺度および総合的な臨床消化で確認されている。17歳以上の人においては、確認された学習困難の経歴は標準化された評価の代わりにしてよいかもしれない。

C. 学習困難は学齢期に始まるが、欠陥のある学業的技能に対する要求が、その人の限られた能力を超えるまでは完全には明らかにはならないかもしれない(例:時間制限のある試験、厳しい締め切り期間内に長く複雑な報告書を読んだり書いたりすること、過度に思い学業的負荷)。

D. 学習困難は知的能力障害群、非矯正視力または聴力、他の精神または精神疾患、心理社会的逆境、学業的指導に用いる言語の習熟度不足、または不適切な教育的指導によってはうまく説明されない。



## 知的障害の4つの類型

厚生労働省の基準では、IQの値と、適応能力の基準である「日常生活能力水準」の両方を考慮して判定

	生活能力	a	b	c	d
IQ					
I (IQ ~20)			最重度知的障害		
II (IQ 21~35)			重度知的障害		
III (IQ 36~50)			中度知的障害		
IV (IQ 51~70)			軽度知的障害		

画像引用：[厚生労働省「平成17年度知的障害児（者）基礎調査結果の概要」](#)

**【概念的領域】**：記憶、言語、読字、書字、数学的思考、実用的な知識の習得、問題解決、および新規場面における判断においての能力についての領域

**【社会的領域】**：特に他者の思考・感情・および体験を認識すること、共感、対人的コミュニケーション技能、友情関係を築く能力、および社会的な判断についての領域

**【実用的領域】**：特にセルフケア、仕事の責任、金銭管理、娯楽、行動の自己管理、および学校と仕事の課題の調整といった実生活での学習および自己管理についての領域

**【軽度】** 暗算やおつりの計算といった金銭管理、抽象的な思考や文章の読み書き、計画を立てること、優先順位をつけることなどが苦手である場合があります。言葉の使い方やコミュニケーションにおいて、同年代のほかの人より未熟な点が見られることもあります。身の回りのことを行うことに支障はないことが多く、家事や子育て、金銭管理、健康管理上や法的な決断は、支援があればうまくできることが多いようです。

**【中等度】** 成人でも、学習技能は小学校程度の水準にとどまっていることが多いとされています。複雑な社会的な判断や意思決定、人生における重要な決断を行うときは支援が必要となります。コミュニケーション能力に制限があったり、暗黙の了解とされるような事柄の理解が苦手である場合があります。適切な支援や教育によって、身の回りのことや家事ができるようになる人が多いようです。支援があれば、職種や環境によっては自立して仕事をすることも可能であるとされています。

**【重度】** 書かれた言葉や数量、時間や金銭などの概念を理解することが難しいため、生涯を通して、食事や身支度、入浴など生活上の広範囲にわたる行為において支援が必要であることが多いようです。コミュニケーションにおいては「今、この場」の状態についての、単語や句を使っただけの簡単な会話のみ可能です。

**【最重度】** 会話や身振りを使ったコミュニケーションは、非常に限られた範囲であれば理解できることが多いようです。身振りや絵カードなどのコミュニケーション手段を使っただけの表出や他者からの感情の読み取りによって、他人と意思疎通を行うことができます。日常生活において他者からの指示や援助を必要とすることが多くなります。

## ① 発達的特質の理解

- 身体的発達
- 知的発達
- 社会性の発達
- 自我の発達
- 基本的欲求の発達

### さまざまな発達理論

- フロイトの心理学的発達理論
- ゲゼルの成熟優位説
- 行動主義の学習理論
- ピアジェの発生的認識論
- バンデューラの社会的認知理論
- エリクソンの社会的発達理論 など

## 定型発達の2つの視点

### 課題分析・分類のポイント

【2つの面から特質を把握する】

#### ① 発達的特質の理解

- ・ 身体的発達
- ・ 知的発達
- ・ 社会性の発達
- ・ 自我の発達
- ・ 基本的欲求の発達

#### ② 個人的特質の理解

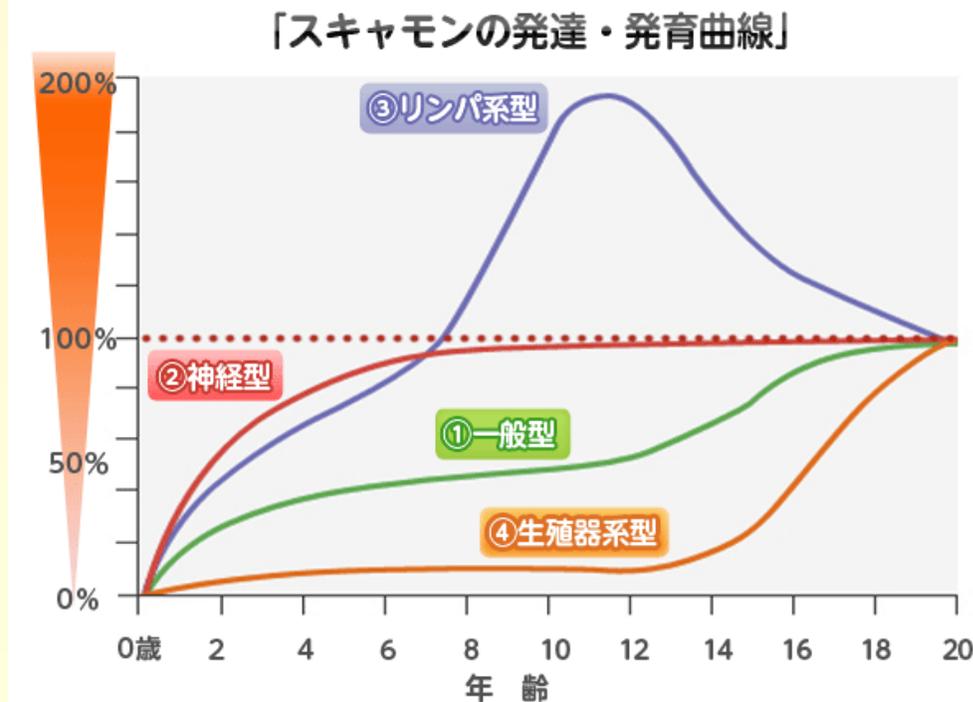
- ・ 認知的特質
- ・ 性格的特質
- ・ 態度一意欲の特質

# ① 発達的特質の理解

## 【身体障害の種別】

- **身体的発達**
- 知的発達
- 社会性の発達
- 自我の発達
- 基本的欲求の発達

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 肢体不自由
- 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害



① 発達的特質の理解

- ・ 身体的発達
- ・ **知的発達**
- ・ 社会性の発達
- ・ 自我の発達
- ・ 基本的欲求の発達

- ・ 言語理解
- ・ 知覚推理
- ・ ワーキングメモリ
- ・ 処理速度

WISC-IV

- ・ 結晶性領域
- ・ 流動性領域
- ・ 記憶領域
- ・ 論理推理

田中ビナーV



- ▶ 医療関係検査 ▶ 個別式検査 ▶ 学校用検査 ▶ 企業用検査 ▶ 書籍紹介 ▶ 特別支援関連
- ▶ 医科診療報酬点数適用心理検査 ▶ コミュニケーションツール ▶ 箱庭療法・心理療法

ご注文 見積のご依頼 資料のご請求 カタログダウンロード お問い合わせ

## 商品とサービス紹介

### ▶ 医科診療報酬点数適用心理検査

こちらから一覧をご覧ください。

### ▶ 医療関係検査

クリニック、病院関係(心療内科、小児科)でご利用いただいている検査をご紹介します。

- 心療内科関係の検査
- 小児科関係の検査
- リハビリ関係の検査

### ▶ 個別式検査

医療・教育などの臨床・研究で使用する検査をご紹介します。

## HOT!



### WAIS-IV知能検査

**8月30日発売！ご注文承ります。**

画像提供: 日本文化科学社



### SRS-2対人応答性尺度

日本文化科学社より2017年12月20日発売！自閉スペクトラム症(ASD)と関連する症状を測定する検査です。

画像提供: 日本文化科学社



### 日本版 WPPSI-III知能検査

日本文化科学社より2017年12月22日発売！

画像提供: 日本文化科学社



### CCG-2子どものコミュニケーション・チェックリスト

日本文化科学社より2016年11月発売！コミュニケーションにおける言語的な側面を評価します。

画像提供: 日本文化科学社

▶ 知能検査	▶ 投影法検査
▶ 親子関係検査	▶ 不安・ストレス関係検査
▶ 発達関係検査	▶ 老人精神機能測定・リハビリ関係検査
▶ 言語関係検査	▶ 精神作業検査
▶ 職業適性・興味検査	▶ 健康調査・メンタルヘルス関係
▶ 言語訓練・失語症・教材セット	▶ スポーツ競技関係検査
▶ 性格・人格検査	▶ 読書力検査



LD・ADHD等関連用語集【第4版】



MEPA-R活用事例集



**各種検査の  
カテゴリ・領域  
を知る**

検査名	対象年齢	検査カテゴリ等
新版K式発達検査	0～13	「姿勢・運動」「認知・適応」「言語・社会」
田中ビネー検査	2～成人	「思考」「言語」「記憶」「数量」「知覚」
ウェクスラー式知能検査		「言語理解」「視覚空間認識」「流動性推理」「ワーキングメモリ」「処理速度」 W P P S I (3～7.3) W I S C V (6～16) W A I S (16～)
K A B C - II	2.6～ 12.11	「認知(継次 同時 学習 計画)」「習得(語彙 読み 書き 算数)」
D N - C A S 認知評価	5～17.11	「プランニング」「注意」「同時処理」「継次処理」
P V T - R 絵画語彙発達	3～12.3	「語彙理解力」
I T P A 言語学習能力	3～9.11	「言葉の理解」「絵の理解」「言葉の類推」「絵の類推」「言葉の表現」
構音検査	幼～成人	「単語」「音節」「音」「文章」
L C スケール	学齢期	「文・文章聴覚理解」「語彙定型句の知識」「発話表現」「柔軟性」「リテラシー」
L D I - R	小1～中3	「基礎学力(聞く 話す 読む 書く 計算 推論 英語 数学)」「行動」「社会性」
描画検査		投影検査の一種：バウムテスト H T P テスト
投影検査		絵や写真への反応：ロールシャッハテスト T A T (主題統覚検査)
質問紙検査		質問への回答から：Y G 検査 M M P I (ミネソタ多面人格目録) など
作業検査法		作業の結果から：内田クレペリン検査 ベンダーゲシュタルトテスト

① 発達的特質の理解

- ・ 身体的発達
- ・ 知的発達
- ・ **社会性の発達**
- ・ 自我の発達
- ・ 基本的欲求の発達

- ・ コミュニケーション
- ・ 日常生活スキル
- ・ 社会性
- ・ 運動スキル
- ・ 不適応行動

Vineland-II

- ・ 身辺自立
- ・ 移動
- ・ 作業
- ・ コミュニケーション
- ・ 集団参加
- ・ 自己統制

S-M社会生活

【特質を考える視点（①発達）】

① 発達的特質の理解

- 身体的発達
- 知的発達
- 社会性の発達
- **自我の発達**
- 基本的欲求の発達

エリクソンの発達段階



# 定型発達の2つの視点

## 課題分析・分類のポイント

【2つの面から特質を把握する】

### ① 発達的特質の理解

- ・ 身体的発達
- ・ 知的発達
- ・ 社会性の発達
- ・ 自我の発達
- ・ 基本的欲求の発達

### ② 個人的特質の理解

- ・ 認知的特質
- ・ 性格的特質
- ・ 態度一意欲の特質

② 個人的特質の理解

・ 認知的特質

・ 性格的特質

・ 態度一意欲の特質

(知能・学力・認知及び学習のスタイル)

学習指導要領

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、  
自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、  
主体的に判断し、行動し、  
よりよく問題を解決する資質や能力

生きる力

豊かな人間性

自らを律しつつ、  
他人とともに協調し、  
他人を思いやる心や感動する心  
など

健康・体力

たくましく生きるための  
健康や体力

② 個人的特質の理解

・ 認知的特質

・ 性格的特質

・ 態度一意欲の特質

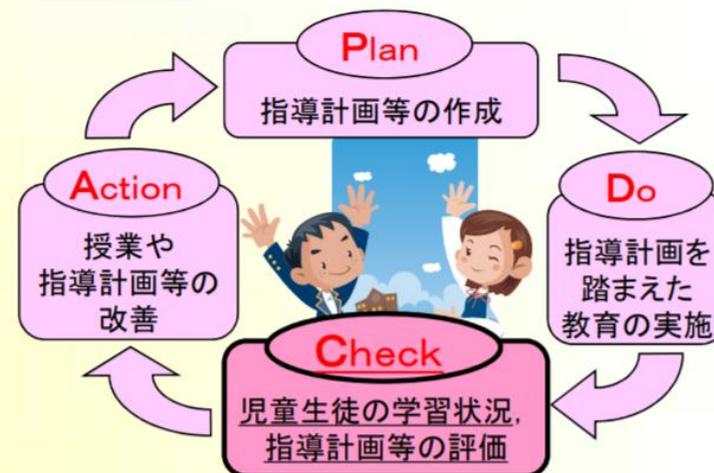
(知能・学力・認知及び学習のスタイル)

学力の3要素  
(学校教育法)  
(学習指導要領)

知識及び技能

思考力・判断力  
・表現力等

主体的に学習に  
取り組む態度



② 個人的特質の理解

・ 認知的特質

・ 性格的特質

・ 態度一意欲の特質

(性格特性・人間関係)

- ・ 外向性
- ・ 協調性
- ・ 良識性
- ・ 情緒安定性
- ・ 知的好奇心

主要 5 因子検査

小児用エゴグラム 

- ・ 社会的機能を果たそうとする自我
- ・ 他人を養い育てる自我
- ・ 論理的・合理的に思考する理性的な自我
- ・ 生まれながらの自分を自由に発揮する自我
- ・ 他人の顔色をうかがい順応していく自我

② 個人的特質の理解

・ 認知的特質

・ 性格的特質

・ 態度-意欲の特質

興味・関心

目標意識

知的好奇心

競争原理

強化子

成功感

社会的動機 

経過・成果意識

自己動機付け

## アセスメントとは

①情報 → ②理解・解釈・仮説 → 対応・方針  
のサイクルをエンドレスで繰り返すこと

そして、一人の人の人生をストーリー化し、よりよい人生となるように伴走していくための作業。